



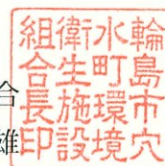
輪島市穴水町環境衛生施設組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、令和3年1月25日から当分の間、病気療養による不在となるため、輪島市穴水町環境衛生施設組合副組合長坂口茂が輪島市穴水町環境衛生施設組合長の職務を代理する。

なお、組合長職務代理者の表示の形式及び公印は次のとおりである。

令和3年1月22日

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 石川 宣雄



記

1 表示の形式 輪島市穴水町環境衛生施設組合組合長職務代理者
輪島市穴水町環境衛生施設組合副組合長 坂口 茂

2 公 印

